

令和 8 年 9 月号

広報

日向だより

作成 鹿沼警察署
発行 上日向駐在所
64-2044

秋の交通安全県民総ぐるみ運動の実施について

～マナーアップ！あなたが主役です～

< 期間 >

令和8年9月21日(月)から30日(水)までの10日間

< 運動の重点 >

- 1 歩行者～「歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進」
- 2 自動車～「夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や『ながらスマホ』の根絶」
- 3 自転車～「自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進」

～自転車安全利用五則～

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



【 統 一 行 動 日 】

9月24日(木) 「こどもや高齢者に優しい3S(スリーエス)運動」

推進強化の日

9月25日(金) 「飲酒運転根絶」・「夜間走行中の原則ハイビーム」

徹底強化の日

9月28日(月) 「自転車の安全で適正な利用」強化の日

9月30日(水) 交通事故死ゼロを目指す日(全国統一)

